

ごみ処理の広域化・集約化について

【担当省庁】環境省

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」では、人口減少社会においても持続可能な廃棄物の適正処理を確保し、同時に脱炭素化や資源循環を推進していくため、都道府県は市町村と連携して、長期広域化・集約化計画を策定し、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進することとされている。

これらの取組を確実に進めていくため、以下の措置を講じていただきたい。

- 市町村が広域化・集約化を進めるための計画策定及び施設整備に係る交付率の引上げなどの財政的支援の充実を図ること
- 都道府県が継続的に広域化・集約化を推進できるよう、長期広域化・集約化計画の策定だけでなく、見直しについても財政的支援を行うとともに、広域化・集約化に係る費用や温室効果ガス排出量の簡易算定ツールの開発などの技術的支援を行うこと

【現状・課題等】

■市町村のインセンティブ向上

市町村がごみ処理の広域化・施設の集約化を進めるためには、複数市町村間での検討・調整など、単独市町村による施設整備の場合と比較して追加的な手間や費用を要するため、広域化・集約化の阻害要因となる。そのため、長期広域化・集約化計画に沿った施設整備段階だけでなく、調査・検討などの計画策定段階においても財政支援を手厚くすることが望ましい（「施設整備に関する計画支援事業」の交付率の引上げ等）。

また、市町村が広域化・集約化に取り組むインセンティブ向上のためにも、嵩上げ交付率の更なる引上げや、嵩上げ対象事業の拡大を行うことが望ましい。

■都道府県による継続的な支援

令和6年3月29日「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」では、都道府県は、概ね5年ごとに現状を踏まえた長期広域化・集約化計画の見直し検討を行い、必要に応じて改定を行うこととされている。しかし、循環型社会形成推進交付金交付要綱において、同計画の策定支援は令和9年度までとされており、それ以降の計画見直しについては財源確保が困難となることが想定される。

また、知識を有するコンサルタントの協力がなくとも市町村に対する技術的助言を行えるよう、都道府県職員が活用可能なツール等があることが望ましい。

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 循環型社会推進課(075-414-4730)
---------------	--------------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔環境省〕

- ▶ 一般廃棄物処理施設の整備 526 億円＋事項要求（令和 7 年度予算 526 億円）
循環型社会形成推進交付金等により一般廃棄物処理施設の整備を支援。

○循環型社会形成推進交付金の交付率（一部事業を抜粋）

交付対象事業	交付率	
	通常	長期広域化・集約化計画に沿うなどの要件満たす場合
マテリアルリサイクル推進施設	1/3	2/5
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1/3、1/2	2/5、3/5
廃棄物運搬中継施設 （広域化・集約化に伴うものに限る）	1/3	1/3
廃棄物処理施設基幹的設備改造事業 （エネルギー回収型廃棄物処理施設及び マテリアルリサイクル推進施設に限る）	—	1/3
施設整備に関する計画支援事業	1/3	1/3

【京都府の取組】

■京都府ごみ処理広域化プラン

平成 31 年 3 月 29 日「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を踏まえ、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な適正処理の確保に向けて、広域的調整を行う立場から広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すため、令和 5 年 12 月に策定。

ごみ焼却施設の規模が 100t/日以上になることを基本として、府域を 4 つの広域化ブロックとし、府・市町村等で構成する会議体を各ブロックに設置して広域化等に関する検討を継続している。